

# 第7回定時 株主総会 招集ご通知

## 日時

2024年3月26日（火曜日）  
午前10時30分  
(受付開始は午前9時30分を予定しております。)

## 場所

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD5  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

## 決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



証券コード 7061  
(発送日) 2024年3月11日  
(電子提供措置の開始日) 2024年3月4日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
日本ホスピスホールディングス株式会社  
代表取締役社長 高 橋 正

## 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.jhospice.co.jp>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本ホスピスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7061」を入力し・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月25日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD5  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第7期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎次の事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、交付書面から記載を省略しております。
    - ① 事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
    - ② 連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
    - ④ 監査報告の「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」「監査役会の監査報告」
- なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎当日は本株主総会終了後、同会場において、事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

##### 1. 市場環境

当社グループの事業に関わる医療・看護・介護の環境については、高齢者の増加と共に市場が拡大し需要が増加する一方で、社会保障費の抑制を目的として、病院を中心とした施設から在宅を中心とした医療へのシフトが進み、医療と介護の連携や地域単位でのケア体制の整備等が促進されると予想しております。

##### 2. 2023年におけるホスピス施設の状況

このような状況の中、当社グループは「すべては笑顔のために」というコーポレートスローガンを掲げ、在宅での看取りを前提とした在宅ホスピスの事業を推進し、当連結会計年度においては、以下のホスピス施設を新たに開設しました。

名称	所在地	居室数	開設年月
ファミリー・ホスピス港南台ハウス	横浜市港南区	36	2023年3月
ファミリー・ホスピス高井戸ハウス	東京都杉並区	33	2023年3月
ファミリー・ホスピス鶴沼ハウス	神奈川県藤沢市	30	2023年6月
ファミリー・ホスピス大泉学園ハウス	東京都練馬区	36	2023年7月
ファミリー・ホスピス片倉ハウス	東京都八王子市	41	2023年9月
ファミリー・ホスピス白石ハウス	札幌市白石区	38	2023年10月
ファミリー・ホスピスセンター南ハウス	横浜市都筑区	33	2023年12月
ファミリー・ホスピス中島公園ハウス	札幌市中央区	36	2023年12月
ファミリー・ホスピス松庵ハウス	東京都杉並区	30	2023年12月

これら9施設の新規開設により、当社グループの運営するホスピス住宅は、全40施設1,292室となり、前期末より313室増加（前期比32.0%増）しました。

### 3. 前期比較

新規開設した施設（9施設）の開設準備コスト及び黒字化に至るまでの赤字期間があったものの、既存の安定稼働施設は高い水準の稼働率を維持しており、また、前期には立ち上げ過程にあった施設の稼働率が上昇したことにより、前期に比べ、増収増益となりました。

### 4. 当社グループの施設損益

当社グループの運営する施設は、開設に先立って看護師等の従業員を採用することでホスピスチームを作り、ホスピスチームが確立した事を確認して施設を開設し、開設した後に順次入居者を受け入れる形で運営を行っていることから、一定の稼働率に至るまでは売上に対して人件費等の費用が先行して発生することになります。また、施設開設後、約1年をかけて当社グループが満室の目安とする85%の稼働率に至る計画で展開しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は9,871,866千円（前連結会計年度比25.1%増）、営業利益は1,283,695千円（同33.8%増）、経常利益は1,028,334千円（同31.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は681,880千円（同50.0%増）となりました。

## ② 今後の見通し

2024年12月期においては、診療報酬改定及び介護報酬改定が予定されている中、当社グループは、創業以来一貫して注力してきた教育・研修により高めてきた緩和ケアの品質を軸にして、中期成長を確実にするための本部体制への移行プロジェクトの実施、昨年資本業務提携したスギホールディングス株式会社との各種プロジェクトの推進等により、ホスピス事業を着実に前進させます。

具体的には9施設・348室のホスピス施設を新規開設する計画であり、その結果、2024年12月期末におけるホスピス住宅の数は、合計49施設・1,640室となる見込みであります。

9施設の新規開設により開設前コスト（人件費等の先行費用）が嵩み、また各施設が黒字化するまでに一定期間を要するものの、2024年12月期の期首時点で既に安定稼働している施設から得られる利益及び立ち上げ過程にある施設の稼働率が上昇し損益が改善することで、十分補完できるものと考えております。

また、上述した本部体制への移行プロジェクトにより生産性の向上を図ることで、環境変化による損益の下方耐性を強化し、増収・増益を実現できるものと考えております。

以上の結果、当社グループの次連結会計年度の業績見通しは、売上高13,000,000千円（前期比31.7%増）、営業利益1,650,000千円（前期比28.5%増）、経常利益1,400,000千円（前期比36.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益880,000千円（前期比29.1%増）を見込んでおります。

## ③ 設備投資の状況

当連結会計年度においては、ホスピス施設の拡充を目的に、ホスピス施設を新規に開設するとともに、既存ホスピス施設へ効率的に設備投資を実施いたしました。当連結会計年度に当社が実施した設備投資額は、3,872,986千円となります。

なお、当連結会計年度中に開設した主要施設は以下のとおりであります。

会社名	名称	所在地	設備の概要
ファミリー・ホスピス株式会社	ファミリー・ホスピス港南台ハウス	横浜市港南区	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス高井戸ハウス	東京都杉並区	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス鵜沼ハウス	神奈川県藤沢市	ホスピス施設

会社名	名称	所在地	設備の概要
ファミリー・ホスピス株式会社	ファミリー・ホスピス大泉学園ハウス	東京都練馬区	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス片倉ハウス	東京都八王子市	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス白石ハウス	札幌市白石区	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピスセンター南ハウス	横浜市都筑区	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス中島公園ハウス	札幌市中央区	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス松庵ハウス	東京都杉並区	ホスピス施設

④ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、ホスピス施設の建設資金確保及び運転資金のため、金融機関より短期借入金及び長期借入金として1,456,800千円の調達を実施しました。

また、当連結会計年度中に、第4回新株予約権の行使により11,500千円調達しました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の完全子会社であったファミリー・ホスピス株式会社及びノーザリーライフケア株式会社は、2023年8月1日を効力発生日として、ファミリー・ホスピス株式会社を存続会社、ノーザリーライフケア株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年1月1日付で、ノーザリーライフケア株式会社の株式を30%取得しております。これにより、ノーザリーライフケア株式会社の全株式を取得しました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (2020年12月期)	第 5 期 (2021年12月期)	第 6 期 (2022年12月期)	第 7 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売上高(千円)	4,916,896	6,019,237	7,894,317	9,871,866
経常利益(千円)	206,067	417,493	782,902	1,028,334
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	107,060	240,801	454,729	681,880
1株当たり当期純利益(円)	13.61	30.28	56.73	84.81
総資産(千円)	6,296,725	9,147,141	11,450,817	15,160,306
純資産(千円)	1,259,190	1,535,836	2,036,720	2,692,423
1株当たり純資産(円)	157.81	191.00	249.21	333.10

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (2020年12月期)	第 5 期 (2021年12月期)	第 6 期 (2022年12月期)	第 7 期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高(千円)	148,548	44,714	19,913	3,938
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	3,107	△274,748	△141,845	△161,285
当期純損失 (△) (千円)	△5,049	△195,633	△89,653	△78,685
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△0.64	△24.60	△11.18	△9.78
総 資 産 (千円)	1,294,778	1,433,889	1,480,763	1,557,999
純 資 産 (千円)	967,306	807,517	737,820	670,458
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	120.97	99.90	90.87	82.25

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ファミリー・ホスピス株式会社	35,000千円	100.0%	在 宅 ホ ス ピ ス 事 業

- (注) 1. 2023年1月1日付で、ノーザリーライフケア株式会社の株式を30%取得しております。これにより、ノーザリーライフケア株式会社の全株式を取得しました。
2. ファミリー・ホスピス株式会社及びノーザリーライフケア株式会社は、2023年8月1日を効力発生日として、ファミリー・ホスピス株式会社を存続会社、ノーザリーライフケア株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の項目を重要課題として認識し、取り組んでまいります。

##### ① 事業展開のための人員の確保について

当社グループは、在宅ホスピス事業を展開するにあたり、看護師及び介護士の積極的な採用を行い、組織体制の強化及び質の高いケアサービスを提供することで、医療機関等をはじめとした地域医療との連携を図っていく方針であります。

また、末期がんやALS等の難病のケアには、高い専門性が求められることから、訪問看護又は訪問介護の経験の浅い看護師並びに介護士でも安心して働けるように、ベテラン看護師並びに介護士によるOJT制度による教育研修を行ってまいります。またそれと同時に、マネジメント研修等の管理職に対する教育体制の充実を図り、安定した人員の確保に努めてまいります。しかし、今後、必要とする看護師及び介護士の採用及び確保ができない場合、十分な研修等を実施できず、看護師及び介護士等の育成が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### ② 訪問看護及び訪問介護に関する法的規制について

###### 1. 訪問看護及び訪問介護の医療及び介護報酬に係るリスク

当社グループは、「医療保険制度」「介護保険制度」「障害者総合支援法」のそれぞれに基づく訪問看護及び訪問介護を行っております。このうち「医療保険制度」に基づく診療報酬は2年に1度、「介護保険制度」に基づく介護報酬は3年に1度の頻度で制度の改定が行われます。今後、診療報酬及び介護報酬の見直しにより、大幅な改定が行われた場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

###### 2. 訪問看護及び訪問介護等に必要な指定に係るリスク

当社グループは、訪問看護及び訪問介護を行うために「健康保険法」並びに「介護保険法」に基づく、各サービス事業者の指定を各都道府県知事から受けております。それぞれの指定には、資格要件、人員要件、設備要件及び運営要件が規定されており、これらの規定に従って事業を運営しております。

当社グループでは、看護師・介護士等の有資格者の入退社や新規施設の開設に伴い、自治体等の基準の確認及び変更に必要な届け出を怠らないよう細心の注意を払って運営しており、本書提出日現在、事業運営の継続に支障を来すような状況は生じておりません。しかしながら、これらの基準を遵守できなかった場合や診療報酬及び介護報酬等の不正請求が認められた場合には、指定の取消又は停止等の処分を受けるおそれがあります。特に介

護保険法に基づく各種指定について、当社グループ内のいずれかの会社が指定取消を受けた場合、当該会社において、指定取消から5年以内における新たな指定の取得及び介護サービス事業所としての更新が出来なくなります。その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 訴訟リスクについて

当社グループの看護師は、主治医の訪問看護指示書に基づいて訪問看護を行っており、訪問介護士はケアマネジャーの作成するケアプランに沿って訪問介護を行っております。また、当社グループでは、社内でのOJTによる研修をはじめとした教育研修の充実を図り、安全衛生管理に係る規程や各種の運営マニュアルを遵守することにより、事故防止や緊急事態の対応が出来るように取り組んでおります。しかしながら、従業員の人為的なミス又は不測の事態の発生等によって利用者の健康状態が悪化し、利用者、そのご家族又は主治医等からの信頼が失われる等により訴訟が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報の漏洩について

当社グループは事業を運営するにあたり、利用者あるいはそのご家族の重要な個人情報を取り扱っております。当社グループは、「個人情報保護規程」を制定し、個人情報については厳重に管理する等、様々な情報漏洩防止対策を講じていますが、万が一情報の流出等により、当社の信用が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 風評等の影響について

当社グループの事業は、利用者やそのご家族に限らず、行政や医療機関等との連携によって円滑な運営が可能になっているものと考えております。当社グループでは、安定的かつ質の高いサービスを提供するために、技術的な研修を行うとともに、企業方針を浸透させる等の教育を行っております。しかし、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社グループに関する不利益な情報や風評が広まった場合には、利用者、行政、医療機関等との関係が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 利用者の逝去、退去等について

当社グループは、行政や医療機関等との連携によって、安定的な利用者の確保に努めており、当社グループのサービスは、高齢者の増加と共に市場が拡大し需要が増加している状況にあると認識しております。しかしながら、新規開設施設等において想定通り入居者が集まらない場合、ターミナルケアに特化した施設であることから、当社グループが想定する以上の入居者の逝去、退去等があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 差入保証金の返還について

当社グループは、ホスピス施設又は事務所等を賃借する場合に、契約時に賃貸人に対し保証金を差し入れている場合があります。当該保証金は期間満了等による契約解消時に契約に従い返還されることになっておりますが、賃貸人の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できなくなる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 賃貸借契約に係る解約違約金について

当社グループは、一部のホスピス住宅施設に関しては、ホスピス施設を保有するオーナーと賃貸借契約の締結に際し、株式会社LAリビングソリューションズとの間で賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結しております。ホスピス住宅施設に係る賃貸借契約の中途解約時の解約違約金支払義務の免責を図っておりますが、賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結していないホスピス施設については、賃貸借契約に定められた期間満了日前に中途解約をした場合は、契約内容に従って多額の解約違約金の支払いが必要となります。何らかの理由によりホスピス施設の運営を中止し、多額の解約違約金を支払う場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 大規模な災害等の影響について

当社グループは、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び北海道にて事業展開を行っておりますが、大規模な地震、台風等の災害により、事業所建物や看護師、介護士及び利用者が損害を被った場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 有利子負債について

当連結会計年度末における有利子負債残高（リース債務を含む）は10,893,614千円、有利子負債依存度（リース債務を含む）は71.9%となっており、有利子負債依存度が高い状況となっております。そのため、金利水準が上昇した場合や、計画通りの資金調達が出来なかった場合には、支払利息が増加し、当社グループの事業展開のスピードが減速する等、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 特定経営者への依存について

当社の代表取締役社長である高橋正は、当社グループの経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。取締役会や経営戦略会議等において、役員及び社員への情報共有や権限移譲を進める等、組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由で同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 新株予約権行使の影響について

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、これらの新株予約権による潜在株式数は432,500株であり、発行済株式総数8,061,000株の5.4%に相当しております。

⑬ 配当政策について

当社グループは将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保及び新規開設に係る設備投資等の先行投資を行うため、また迅速な経営に備えるために、内部留保の充実が重要であると認識しております。そのため、当期の配当金については無配としております。しかしながら、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題の1つであることから、今後については利益を確実に計上できる体制の確立を図ることによって財務体質の強化を行い、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施していく方針であります。ただし、当社グループの業績が計画通り進展しない場合等、当社グループの業績が悪化した場合には、継続的に配当を行えない可能性があります。

⑭ 集団感染・自然災害・事故等に関するリスク

当社グループでは、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、感染症や医療依存度が高い高齢者や障害者が共同生活を営むホスピス施設ならではの食中毒等への集団感染及び地震、津波、台風等の自然災害、及び火災等の生命に関わりうる事故のリスクがあります。当社グループでは、地震や風水害への備えを行い、防犯環境を整える等の対応により利用者の安全管理などに細心の注意を払っております。この他に、利用者と従業員の健康管理に注意を払い、日ごろ手洗いや手指消毒を励行、定期的に社内研修では感染症の予防、流行及び対応を学ばせ、マニュアルを整備し、これを適切に運用することで集団感染の発生リスクの低減に努めています。しかしながら、想定を上回る規模の集団感染や自然災害、事故が発生し、当該ホスピス施設の稼働が長期に亘って困難になった場合には、当社グループの管理責任が問われ、当該ホスピス施設のみならず当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

⑮ 物価高騰に関するリスク

木材、鋼材、エネルギー資源、ホスピス施設で使用する消耗品等のインフレにより、既存ホスピス施設の運営費が増加する可能性があります。また、今後更なるインフレによって、前述の費用に加え、地代家賃や建築費用等の新規ホスピス施設の調達コストが増加し、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 28,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,061,000株  
(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は23,000株増加しております。
- ③ 株主数 4,244名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
スギホールディングス株式会社	1,600千株	19.8%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,025	12.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	331	4.1
高 橋 正	295	3.7
株 式 会 社 S B I 証 券	241	3.0
DEUTSCHE BANK AG, SINGAPORE A/C CLIENTS(NON TREATY) 4600600	168	2.1
加 藤 晋 一 郎	165	2.0
GOVERNMENT OF NORWAY	156	1.9
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	149	1.9
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	148	1.8

(注) 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式(387株)を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 橋 正	
常務取締役	加 藤 晋一郎	管理本部長
取 締 役	荒 川 暁	J-STAR株式会社 パートナー WOLVES HAND株式会社 取締役 株式会社Shiftホールディングス 取締役 株式会社三和サービス 社外取締役 株式会社いろはにほへと 社外取締役 株式会社トイファクトリー 社外取締役 LE.O.VE株式会社 社外取締役
取 締 役	田 村 恵 子	大阪歯科大学医療イノベーション研究推進機構事業化研究推進センター 専任教授
常 勤 監 査 役	小 木 曾 善 信	
監 査 役	林 高 史	林公認会計士事務所 代表パートナー 日邦産業株式会社 監査等委員である取締役 株式会社Kips 取締役 日本プラスト株式会社 社外取締役
監 査 役	加 藤 由 美	市谷八幡法律事務所 代表パートナー

- (注) 1. 取締役荒川暁氏及び取締役田村恵子氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役林高史氏及び監査役加藤由美氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役林高史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 監査役加藤由美氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する専門知識と幅広い経験を有するものであります。  
5. 当社は、取締役田村恵子氏、監査役林高史氏、監査役加藤由美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。



当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	45,660千円 (960)	45,660千円 (960)	—千円	—千円	3名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,450 (4,800)	9,450 (4,800)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	55,110 (5,760)	55,110 (5,760)	—	—	6 (4)

- (注) 1. 上記には、無報酬の取締役1名(うち社外取締役1名)は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 取締役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の臨時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役2名)であります。  
 4. 監査役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の臨時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち社外取締役2名)であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は取締役会で決定しており、株主総会における役員報酬総額の決議の他、取締役の報酬等の内容の決定方針及び役員報酬規程に基づき、個々の役員の業務内容、職責等を総合的に勘案した上で、代表取締役が社外取締役と意見交換し決定しております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容についても決定方針に沿うものであると取締役会で判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、株主総会で決議された取締役の年間報酬の範囲内で取締役会にて協議の上、最終決定については、代表取締役高橋正へ一任する決議を行っております。委任した理由は、代表取締役が当社全体の業況及び各取締役の職責等を総合的に把握できる立場にあるためであります。なお、代表取締役は社外取締役と意見交換の上で個々の役員の報酬を決定しております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役荒川暁氏は、J-STAR株式会社のパートナー、WOLVES HAND株式会社及び株式会社Shiftホールディングスの取締役であり、株式会社三和サービス、株式会社いろはにほへと、株式会社トイファクトリー及びLE.O.VE株式会社の社外取締役であります。J-STAR株式会社と当社との間には取引関係はありません。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役田村恵子氏は、大阪歯科大学医療イノベーション研究推進機構事業化研究推進センターの専任教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役林高史氏は、林公認会計士事務所の代表パートナーであり、日邦産業株式会社の監査等委員である取締役、株式会社Kipsの取締役、日本プラスト株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加藤由美氏は、市谷八幡法律事務所の代表パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 荒川 暁	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。投資家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しておりました。
社外取締役 田村 恵子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。がん専門看護師及び大学教授としての専門的見地から、適宜発言を行うなど社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しておりました。
社外監査役 林 高史	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役 加藤 由美	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、監査法人との協議の上で、監査役会の同意を踏まえて報酬額を決定しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレターの作成業務を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況

該当事項はありません。

⑦ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

### 3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	氏 名 荒川 暁 (1974年10月31日) 再任	1998年 4月 株式会社野村総合研究所 入所 2007年11月 J-STAR株式会社 パートナー (現任) 2014年 8月 ナースコール株式会社 (現・ファミリー・ホスピス株式会社) 取締役 2015年12月 株式会社プラティア 社外取締役 2017年 1月 当社社外取締役 (現任) 2017年11月 株式会社三和サービス 社外取締役 (現任) 2017年11月 株式会社いろはにほへと 社外取締役 (現任) 2019年 4月 WOLVES HAND株式会社 取締役 (現任) 2021年 4月 株式会社トイファクトリー 社外取締役 (現任) 2022年10月 LE.O.VE株式会社 社外取締役 (現任) 2023年 5月 株式会社Shiftホールディングス 取締役 (現任)	—
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b>            候補者は、企業経営に関する幅広い知識と経験を当社の経営に助言及び監督いただいております。今後においても専門的見地による適切な助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	田村 恵子 (1957年9月5日) 再任	1978年4月 堀井胃腸科病院 入職 1984年4月 石塚病院 入職 1987年3月 宗教法人在日本南プレスビテリアン ミッション 淀川キリスト教病院 看 護部入職 2014年1月 京都大学大学院 医学研究科 教授 2020年4月 当社社外取締役 (現任) 2023年4月 大阪歯科大学医療イノベーション研 究推進機構事業化研究推進センター 専任教授 (現任)	—
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>候補者は、大阪歯科大学医療イノベーション研究推進機構事業化研究推進センターの専任教授として緩和ケアの研究を行っており、医療現場での勤務経験に基づいた、緩和ケアに関する幅広い知識と経験を持っております。当社グループが行う在宅ホスピス事業は、まさに緩和ケアがサービスの中心であり、同氏の持つ専門知識や経験から、当社の社外取締役として企業価値向上とコーポレートガバナンス強化に貢献いただけると判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">とみ だ たか ゆき 富 田 孝 行 (1957年1月15日)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</p>	<p>1979年4月 株式会社中薬 入社  1987年9月 株式会社アーパス(現株式会社ココカラファインヘルスケア) 入社  1998年12月 ヤマモト薬局株式会社(現株式会社ココカラファインヘルスケア) 入社  2002年1月 株式会社シーズアンドアーパス(現株式会社ココカラファインヘルスケア)代表取締役社長  2004年5月 株式会社ジップ・ホールディングス(現株式会社ココカラファインヘルスケア)執行役員販売支援部長  2010年10月 株式会社ジップドラッグ(現株式会社ココカラファインヘルスケア)取締役店舗運営本部長兼株式会社ココカラファイン執行役員  2012年4月 同社代表取締役社長兼株式会社ココカラファイン執行役員  2012年6月 同社代表取締役社長兼株式会社ココカラファイン上席執行役員  2013年4月 株式会社ココカラファインヘルスケア取締役郊外型ドラッグ事業本部長  2014年4月 同社上席執行役員ドラッグ事業本部近畿エリア長  2015年4月 同社取締役ドラッグ事業部西日本統括  2016年4月 同社常務取締役ドラッグ事業部長  2018年4月 同社常務取締役ドラッグ・調剤事業統括管掌  2018年6月 同社常務取締役事業管理担当  2019年6月 株式会社ココカラファイン取締役常務執行役員営業担当  2020年8月 株式会社スギ薬局入社  2021年3月 同社店舗開発本部副本部長(現任)</p>	—
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b>  候補者は、長年にわたり、薬局事業、小売事業に携わり、同氏の持つ専門知識や経験から、当社の社外取締役として企業価値向上とコーポレートガバナンス強化に貢献いただけると判断し、取締役会は同氏を社外取締役候補者としたものであります。</p>			



- (注)
1. 富田孝行氏は、新任取締役候補者であります。
  2. 荒川暁氏、田村恵子氏及び富田孝行氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  4. 荒川暁氏及び田村恵子氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって荒川暁氏が7年、田村恵子氏が4年となります。
  5. 当社は、荒川暁氏及び田村恵子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、荒川暁氏及び田村恵子氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、富田孝行氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  7. 当社は、田村恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2018年11月22日開催の臨時株主総会において、当社の取締役の報酬額について、その限度額を年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することといたしました。

ついては、本制度の導入に伴い、上記の取締役の報酬限度額とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内と定めることといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整いたします。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、上記の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名（うち社外取締役は2名）ですが、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役は5名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への当社の普通株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、また、取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の最大数の発行済株式総数に占める割合は、0.3%以下であり、希釈化率は軽微であることから、相当であると判断しております。

なお、本議案に基づく当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件といたします。

## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

### (ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社グループの執行役員や使用人に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD5

- 交通 ● J R 「有楽町」駅 国際フォーラム口より 徒歩3分  
● J R 「東京」駅 丸の内南口より 徒歩5分  
(京葉線・東京駅 4番出口より地下1階にて連絡)  
● 東京メトロ 有楽町線「有楽町」駅 徒歩3分  
(D5出口より地下1階にて連絡)



- ◎株主総会終了後、同会場において、事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会へご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎当社スタッフは検温を含め体調を確認の上、マスク着用にて対応させていただきます。また、株主総会にご出席される株主様におかれましても、本株主総会開催時点での状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。